

保護者の皆様へ

平素は、本市の教育行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

昨年度に引き続き、学校(園)での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご協力いただきますようお願いいたします。

- 毎朝、検温及び健康観察を行い、健康観察票にご記入ください。発熱等風邪の症状がある場合は登校(園)を控え、医療機関を受診又は受診相談窓口にご相談してください。
- 学校(園)で発熱等の症状が見られた場合は、連絡をしますのでお迎えをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症については、感染対策を徹底しても感染リスクをゼロにできないことをご理解いただき、感染者や濃厚接触者である方が差別、いじめ、誹謗中傷などの対象とならないよう人権に配慮した冷静な行動をお願いします。

また、出席停止の取扱い等を次のとおりとします。

- ① 陽性と判明した場合
治癒するまでの期間となります。判明日、症状、保健所からの指示内容を学校へお知らせください。
- ② 濃厚接触者と判断された場合
保健所から指示された期間(感染者との最終接触日を0日として14日間)となります。判明日、症状、保健所からの指示内容を学校へお知らせください。
- ③ PCR検査を受けた場合(上記②の場合を除く)
検査結果が判明するまでの期間となります。受診日、症状、医療機関名、医師の指示内容を学校(園)へお知らせください。
- ④ 発熱、咳、咽頭痛、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、頭痛、下痢、嗅覚・味覚異常などの症状がある場合
医療機関を受診し、医師が必要と認める期間(受診相談窓口※に相談を含む)となります。受診日、症状、医療機関名、医師の指示内容を学校(園)へお知らせください。
- ⑤ 感染が不安で休ませたい場合はご相談いただき、合理的な理由により校(園)長が必要と認める場合は欠席扱いとせず「出席停止・忌引等の日数」として扱います。

和歌山県 県民の皆様へのお願い「症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診」より

発熱や倦怠感等の症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまった事例が多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきたところですが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談してください。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口(県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関)に相談してください。

※ 受診相談窓口	県庁健康推進課	TEL 441-2170(24時間対応)
	和歌山市夜間・休日応急診療センター	TEL 425-8181
	和歌山市保健所	TEL 488-5112